

令和 7 年 12 月

令和 8 年度

安全運転管理者等講習業務委託に係る

公 安 委 員 会 認 定 審 査 要 領

愛媛県公安委員会

令和8年度安全運転管理者等講習業務委託に係る 公安委員会認定審査要領

令和8年度における安全運転管理者等講習業務については、愛媛県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるものに委託することとしています。

本業務の委託契約を希望される方は、下記のとおり、愛媛県公安委員会が行う審査を受け、認定されることが必要です。

記

1 安全運転管理者等講習

道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習であって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第1項の規定に基づき実施する講習をいいます。

2 委託方法

本業務は、この要領により認定を受けた者のうち、一般競争入札により落札者となった者に委託するものとします。

3 業務範囲及び履行場所

(1) 業務範囲

県内全域における安全運転管理者等講習関係業務

(2) 履行場所

講習は、愛媛県内の各警察署等が管轄する区域で実施するものとする。

ア 安全運転管理者に対する講習は、四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署、伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署及び愛南警察署、大洲警察署内子交番及び宇和島警察署鬼北交番の18単位ごとに実施すること。

イ 副安全運転管理者に対する講習は、東予地区（四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署及び伯方警察署）、中予地区（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署及び伊予警察署）、南予地区（大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署及び愛南警察署）の3単位ごとに実施すること。

4 委託業務の内容

- (1) 規則第38条第1項に定められた講習の実施に関すること。
- (2) 講師等の確保に関すること。

- (3) 講習実施の通知及び受講者等からの講習内容等に係る質疑に関すること。
- (4) 講習の受付及び手数料の収納に関すること。
- (5) 講習用テキスト等教材及び視聴覚機材の提供に関すること。
- (6) 講習会場の借り上げ、その他講習の運営に関すること。
- (7) 講習を受講したことを証する書類等の作成及び交付に関する事務
- (8) 講習実施計画、講習実施結果等の作成及び報告に関すること。
- (9) その他業務の履行に必要な事務
- (10) 参考

令和6年度実績

安全運転管理者講習（受講率 99.7%）

管轄警察署	実施回数	講習者数	管轄警察署	実施回数	講習者数
四国中央署	3回	388人	久万高原署	1回	52人
新居浜署	4回	516人	伊予署	1回	215人
西条署	1回	211人	大洲署	1回	180人
西条西署	1回	157人	内子交番	1回	61人
今治署	3回	518人	八幡浜署	1回	153人
伯方署	1回	93人	西予署	1回	152人
松山東署	7回	901人	宇和島署	3回	269人
松山西署	5回	481人	鬼北交番	1回	60人
松山南署	4回	612人	愛南署	1回	79人

副安全運転管理者講習（受講率 99.8%）

地区	講習回数	講習者数
東予地区	2回	274人
中予地区	4回	516人
南予地区	2回	194人

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 公安委員会の認定要件

当該業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。

(1) 組織

ア 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

イ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまでの規定に該当する者

【法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホ】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法（昭和 35 年法律第 105 号）第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(イ) 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 主たる事務所を県内に有すること。

エ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条に基づき、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることができること。

(2) 設備

当該講習を行うために必要なテキスト、DVD 等の視聴覚教材及び講習に使用するパソコン、プロジェクター等の視聴覚機材が整備できること。

(3) 能力

ア 当該講習業務の実施に当たり、安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員（専任講師）を雇用していること。

イ 上記要件を満たす専任講師を 1 名以上雇用するとともに、専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を 1 講習につき 1 名以上確保できること。

ウ 県下の各警察署等の単位における受講者の人数、利便性等を考慮した講習会場を確保できること。

エ 令和 8 年 4 月 1 日から委託業務を確実に履行できる者であること。

オ 委託期間内に安全運転管理者講習を 40 回程度、副安全運転管理者講習を 8 回程度計画し、それぞれ個別に実施できること。

なお、講習時間は、安全運転管理者に対しては 6 時間以上 10 時間以下、副安全運転管理者に対しては 4 時間以上 8 時間以下とすること。

※ イ及びウについては、全講習の半数以上について具体的な確保状況が分かる資料を当該審査申請時に提出すること。

7 申請手続

(1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月23日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 取扱時間は、8:30～17:00

(2) 受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月23日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 取扱時間は、8:30～17:00

(3) 申請資料の配布・提出及び問い合わせ先

愛媛県警察本部交通部交通企画課安全係

郵便番号 790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話番号 089-934-0110（内線 5043・5034）

(4) 提出方法

前記（3）の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付してください（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）。

(5) 提出部数

1部

8 審査要領

審査は、愛媛県警察本部交通部交通企画課長が、

様式8号 公安委員会認定申請関係書類チェック表

様式9号 公安委員会認定審査書

により行います。

9 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書（様式10号）」を郵送します（通知書受領後、同封の「公安委員会認定結果通知受領書（様式11号）」を郵送してください。）。

10 その他申請資料様式

申請資料様式については、別添のとおりです。

様式 1 号

安全運転管理者等講習業務委託に係る
公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX 番号

道路交通法第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則第 38 条の 3 の規定により、公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるものとして、下記の書類を添えて申請します。

また、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款その他目的を証明する書類
- 2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む）【法人の場合】
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書（様式 2 号）
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式 3 号）
- 6 役員全員について、次のいずれにも該当しないことを制約する書面（様式 4）
 - (1) 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまで
 - (2) 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない
- 7 安全運転管理者等講習講師に関する届出書（様式 5 号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）
- 8 講習設備一覧表（様式 6 号）
- 9 県下の各警察署等の単位における講習会場の確保計画表（様式 7 号）

様式2号

事業概要書

(商号又は名称：)

区分	所在地		電話番号
本店			
支店等			
事業内容			
国又は地方公共団体における委託実績			
創業年月日	資本金	純資産	総従業員数

様式3号

役員名簿

- 注) 1 役員名簿は、代表者から順に記載すること。
2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようすること。

誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

愛媛県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

様式5号

安全運転管理者等講習講師に関する届出書

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

安全運転管理者等講習業務の実施にあたり、専任講師として下記の安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員を雇用しております。

また、下記専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保いたします。

記

氏 名 生年月日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
運転免許の種類 及び運転経歴	免許 (年 月 日取得)
交通安全に関する 業務の経歴等	

- 注 1 運転免許証の写しを添付すること。
2 専任講師の異動毎に届出書を提出すること。
3 予定している専任講師以外の講師につき、確保状況が分かる資料を添付すること。

樣式 6 号

講習設備一覽表

(商号又は名称:)

視聽覺機材

(1) 所有数

(2) リース台数 ※リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

様式7号

講習会場の確保計画表

- 全 48 回の講習会場について計画を提出すること。
 - 実施予定日、仮予約状況は備考欄に記載すること。

安全運転管理者等講習業務委託に係る

公安委員会認定申請関係書類チェック表

受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

	提出書類	チェック欄
1	安全運転管理者等講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書（様式1号）	適・否
2	定款その他目的を証明する書類	適・否
3	登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）	適・否
4	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適・否
5	事業概要書（様式2号）	適・否
6	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式3号）	適・否
7	役員全員について、次のいずれにも該当しないこと誓約する書面（様式4号） ・道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまで ・精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない	適・否
8	安全運転管理者等講習講師に関する届出書（様式5号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）	適・否
9	設備一覧表（様式6号）	適・否
10	県下の各警察署等の単位における講習会場の確保計画表（様式7号）	適・否
注：上記3の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。		
審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部交通企画課		

安全運転管理者等講習業務委託に係る

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで若しくは第11号から第13号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

申 請 人	名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 本籍 住所 ふりがな 氏名 生年月日		
	審査内容		審査結果
	<input type="checkbox"/> 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否
	<input type="checkbox"/> 当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。		
	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。		
組 織	(1) 【法51条の8第3項第2号イからホ】		
	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		適・否
	ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者		適・否
	ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者		適・否

組織	1	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	様式3・4号
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	適・否	様式3・4号
		(2) 精神機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	適・否	様式3・4号
	2	主たる事務所を県内に有していること。	適・否	様式2号 登記簿謄本
	3	愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。	適・否	当該規程の写し又は遵守誓約書
設備	4	当該講習を行うために必要なテキスト、DVD等の視聴覚教材、及び講習に使用するパソコン、プロジェクター等の視聴覚機材が整備できること。	適・否	様式6号
能力	5	当該講習業務の実施にあたり、安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員(専任講師)を確保できること。	適・否	様式5号
	6	上記専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保できること。	適・否	様式5号
	7	県下の各警察署等の単位における受講者の人数及び利便性等を考慮した講習会場を確保し、実施できること。	適・否	様式7号
	8	令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できること。	適・否	様式2号
	最終審査結果	前記審査の結果、適格と認めます。		
		審査年月日 令和 年 月 日		
		審査担当者 交通部交通企画課		

様式 10 号

公委交企第 号
令和 年 月 日

公安委員会認定結果通知書

(名 称)

(主たる事業所の所在地)

(代表者の氏名)

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和 8 年度安全運転管理者等講習委託に係る公安委員会認定審査については、審査の結果、下記のとおり（適格・不適格）と認定しましたので通知します。

記

1 認定番号 令和 年 第 号

2 認定年月日 令和 年 月 日

3 認定業務 道路交通法第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づく令和 8 年度安全運転管理者等講習業務

4 認定期間 令和 8 年度安全運転管理者等講習業務委託契約の期間に限る。
(有効期限：令和 9 年 3 月 31 日まで)

5 注意事項 認定後に、名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を愛媛県公安委員会に提出して変更を届け出ること。

愛媛県公安委員会

安全運転管理者等講習業務委託に係る
公安委員会認定結果通知受領書

(名称)

(主たる事業所の所在地)

(代表者の氏名)

令和 年 月 日付け、令和8年度安全運転管理者等講習委託に係る公安委員会認定審査の結果通知書（認定番号：令和 年 第 号）を確かに受領いたしました。

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

受領者（住所）

（氏名）